


貸したい、売りたい農地はありますか？

市街化調整区域内の農地の貸借や売買について、川崎市のマッチング制度の利用を希望される場合には、農業委員会事務局へ届出をお願いします。

届出書の内容をもとに、受け手の要件を満たす方へ農地をご紹介させていただきます。

貸借の場合に設定する「利用権」は、期間が満了すると自動的に権利が消滅し、農地は返還されるものですので、ご安心ください。

農地のマッチング制度の流れ

1 届出書のご提出	<p>裏面の記載例を参考に届出書を記入し、農業委員会事務局へ提出してください。ご提出は、窓口や郵送、メール等で受け付けています。届出書の様式はホームページからもダウンロードできます。</p> <p>宛先：川崎市農業委員会事務局 住所：川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル 2 階 電話：044-860-2461 FAX：044-860-2464 メール：28nouti@city.kawasaki.jp</p> <p>★ホームページは以下の URL または右の QR コードから https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000157614.html</p> 
2 受け手へご紹介	<p>届出書の内容をもとに、一定の要件を満たす方へ農地をご紹介します。（<u>個人情報や農地の地番等はお伝えしません。</u>） 受け手は市内農業者のほか、新規参入希望者や法人も対象です。</p>
3 農地見学	<p>農地を見学したい方がいらっしゃる場合には、担当者からお電話等でご相談させていただきます。見学は担当者が同行します。農地所有者様のお立合いをお願いする場合があります。</p>
4 マッチング	<p>双方の意向が合致した場合には、貸借や売買に必要な手続きを担当者からご案内させていただきます。 農地の所在地により、農地中間管理機構を介した手続きをご案内する場合があります。</p>

お気軽にご相談ください♪